

電力需給契約書（案）

焼津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、焼津市役所本庁舎ほか41施設で使用する電気の需給について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書等に基づき電気を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、別紙契約単価表のとおりとする。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所 仕様書のとおり

期間 令和7年10月1日午前0時から令和8年9月30日午後12時まで

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（使用電力量の増減）

第5条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（計量）

第7条 乙は、毎月1日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、その結果を速やかに甲に通知しなければならない。

2 計量は、毎月1日午前0時に行う。

（料金の算定）

第8条 料金の算定は、施設別に1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

2 料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金 契約電力、第2条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。基本料金＝契約電力×基本料金単価×(1.85－力率/100)

なお、予備電力（予備電源）分については、常時供給分の電力契約に適用される料金表のとおりとする。

(2) 電力量料金 使用電力量及び第2条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

なお、予備電力（予備電源）分については、常時供給分に適用される料金表のとおりとし、常

時供給分の電力量料金とあわせて算定する。

(3) 燃料費調整額 焼津市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずる単価を用いて以下の算式により算出する。燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 当該地域管内で定められた電気供給条件による。

3 料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(1) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(料金の請求及び支払)

第9条 乙は、第7条に定める計量日後、施設ごとの支払請求書を作成（円未満の端数切捨て）し、施設ごとに対価の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。なお、支払は、施設ごとに行うものとする。

(支払遅延利息)

第9条の2 甲は、第9条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第10条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除できるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解

除することができる。

- (1) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

（違約金等）

- 第12条 天災その他不可抗力の原因又は第11条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 甲は、第11条第2項又は第3項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第11条第2項又は第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（秘密の保全）

- 第14条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関

に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 16 条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住所 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

氏名 焼津市長 中野 弘道

印

(乙) 住所

氏名

印

別紙

契約単価表

	施設名	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金単価 (円/kWh)	
			夏季	その他季
1	本庁舎			
	※予備電力(予備電源)分		—	—
2	大井川庁舎			
3	大井川港港湾会館			
4	水道庁舎			
5	小川保育園			
6	石津保育園			
7	大井川保育園			
8	大井川児童センター			
9	駿河湾深層水脱塩施設			
10	焼津南小学校			
11	焼津東小学校			
12	焼津西小学校			
13	豊田小学校			
14	小川小学校			
15	港小学校			
16	東益津小学校			
17	大富小学校			
18	黒石小学校			
19	和田小学校			
20	大井川南小学校			
21	大井川東小学校			
22	大井川西小学校			
23	焼津中学校			
24	大村中学校			
25	豊田中学校			
26	小川中学校			
27	東益津中学校			
28	大富中学校			
29	和田中学校			
30	港中学校			
31	大井川中学校			
32	学校給食センター			
33	大村地域交流センター			
34	小川地域交流センター			
35	大富地域交流センター			
36	大井川地域交流センター			

37	和田地域交流センター			
38	総合体育館			
39	総合グラウンド陸上競技場			
40	総合グラウンド野球場			
41	大井川図書館			
42	新屋下水ポンプ場			

※夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間

※契約単価は、消費税及び地方消費税を含む。